

令和4年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地方消費者行政関連)

令和3年7月

大 阪 府

消費者被害が複雑化・多様化する中で、本府では、高齢消費者等の見守り強化や、若年者への消費者教育推進等に対し、府内市町村と連携して取り組んでいるところである。

国においては、地方消費者行政強化交付金を措置していただいているところであるが、推進事業について、一般準則で認められている活用年限まで着実に実施でき、かつ新たな課題に対応することができるよう、必要な財源を継続的に確保し、財政面からさらにしっかりと支援いただきたい。また、地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用年限が終了した後も、国民生活の安全・安心を確保するため、国において、都道府県及び市町村が必要とする消費生活相談体制を維持できるよう、消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置を行うことについて検討されたい。

(1) 地方消費者行政強化交付金の推進事業について、一般準則で認められている活用年限まで着実に実施できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、一般準則で認められている年限の範囲内で、直近で認められた財源により、事業の組み換えによる新規事業についても交付金の対象としていただきたい。

- ・ 国により措置された地方消費者行政活性化交付金及び地方消費者行政推進交付金により、府内の市はすべて消費者安全法に規定された消費生活センターの要件を満たすなど、府内の消費者行政の基盤整備が行われ、基礎的な消費者啓発・消費者教育は進んできた。
- ・ 平成30年度の制度改正によって地方消費者行政強化交付金に変更されて以降、交付金予算額は大幅に削減されており、府及び府内市町村では、これまで交付金等により整備してきた消費生活センターの相談員の人件費確保が難しくなり、消費者教育・啓発事業について一般準則で認められている年限よりも早く事業を打ち切ったり、縮小せざるを得ないなどといった状況が発生している。
- ・ 一方で、高齢化の一層の進行に伴う高齢者の消費者被害の増加や成年年齢を引き下げる民法改正に伴う若年者への実践的な消費者教育の推進など、消費者を取り巻く状況の変化とともに発生している新たな事象や課題への対応が消費者行政に求められている。
- ・ しかし、現行制度では、平成30年度以後、新規の推進事業は交付金の対象とならないことから、新たな事象や課題への対応が困難になっている。
- ・ 以上のことから、推進事業について、地方消費者行政強化交付金の一般準則で認められている活用年限まで着実に事業を実施できるよう、また、活用年限到来

前に事業の中止や縮小を行う必要がないよう、財源を継続的に確保されたい。加えて、新しい事象や課題への対応が可能となるよう、平成29年度までに採択された事業に対して認められている年限の範囲内で、直近で認められた財源により、事業の組み換えによる新規の推進事業を交付金の対象として認めていただきたい。

(2) 地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用年限が終了した後も、引き続き国民生活の安全・安心を確保するため、国において、都道府県及び市町村が必要とする消費生活相談体制を維持できるよう、消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置を行うことについて検討されたい。

- ・ 近年、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事象が発生しており、これらは、消費生活相談窓口に寄せられる相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化を招いている。消費生活相談は消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にとって重要な役割を担うものであるが、今後、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用年限終了や消費生活相談員の高齢化や不足などの課題により、消費生活相談体制の維持が困難になることが危惧される。

国としても、全国の消費者行政の質の確保及び全体の底上げを政策目標として掲げ、地方にその実現を促していることから、消費生活相談を社会の重要な基盤として位置付け、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用年限が終了した後も、消費生活相談体制の最低限の基盤部分（消費生活相談員の人件費等）に対して、新たな措置を行うことについて検討されたい。

令和3年7月

大阪府知事 吉村 洋文